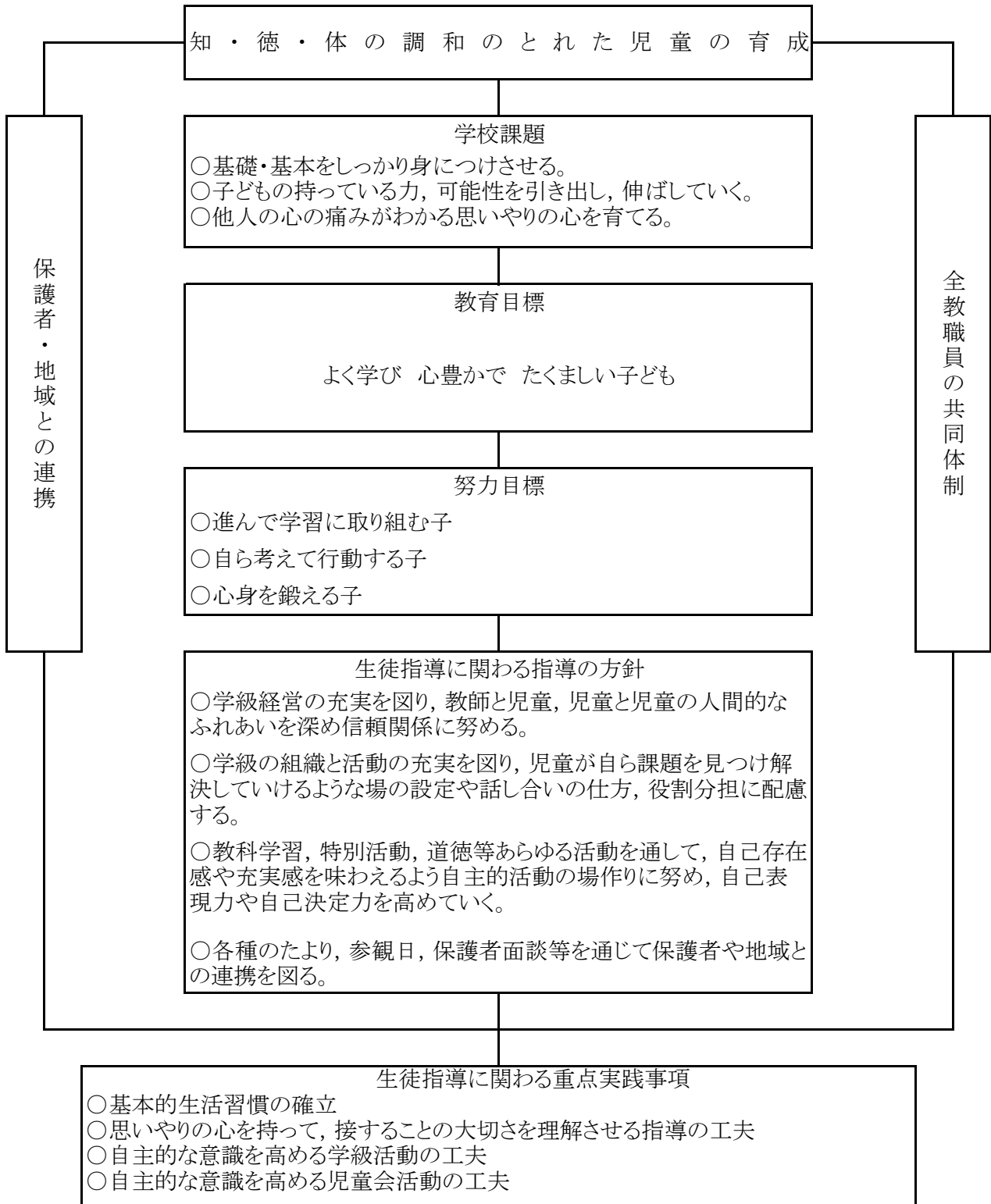


生徒指導全体計画

生徒指導部



1 基本的な考え方

教育目標達成のため、児童一人一人の精神的な側面での支援をはかり、良さや個性を最大限に引き出すことをねらいとする。したがって教師は、学校生活が児童一人一人にとって楽しく充実したものとなるよう的確に実態を捉え、適切な手だてを講じるための体制作りと計画的継続的支援に努めなければならない。

一人一人が所属感を持ち、努力を通して成就感を味わい、互いに求め合い励まし合えるような豊かな心の育成を目指したい

2 昨年度の反省から判明した問題点

・基本的な生活習慣（正しい言葉遣い、挨拶、礼儀、廊下の歩き方等）の確立が不十分である。

・素直で明るい、意思表示や自己主張が苦手な子が多い。

・縦割り班活動や、委員会、クラブ等での活動の様子を見ると、高学年児童に主体性やリーダー性の更なる必要性を感じる。

3 指導の方針

(1) 学級経営の充実を図り、教師と児童、児童と児童の人間的なふれあいを深め信頼関係の確立に努める。

(2) 学級の組織と活動の充実を図り、児童が自ら問題を見つけ解決していけるような場の設定や話し合いの仕方、役割分担に配慮する。

(3) 教科学習、特別活動、道徳等あらゆる活動を通して自己存在感や充実感を味わえるよう自主的活動の場作りに努め、自己表現力や自己決定力を高めていく。

(4) 各種のたより、参観日、保護者面談等を通じて保護者や地域との連携をはかる。

4 指導の重点

(1) 仲間はずれやいじめの防止

①基本的な考え方

いじめは健全な発育を阻害し人間形成に影響を及ぼす重大な問題であるとの認識に立ち、絶対に許されるものではないという毅然とした態度を全校に浸透させる必要がある。自らの学校、学級にもいじめは存在するという問題意識を持ち、学校と家庭、地域の関係機関との連携を密にし全校をあげて取り組む。

そのために、日常の教育相談体制の充実を図り、全校をあげての正義や思いやりの心の育成、学校不適應の解消に努める。

②実態把握の方法

・学担の日常の対話や観察から

・全教職員の情報交換から（職員朝会・職員会議等）

・参観日等での保護者懇談や保護者面談での情報交換から

・教育相談から

③具体的指導

- ・事実関係の正しい把握
- ・いじめられている子の心の痛みを受け止め、精神的不安を取り除く
- ・いじめを行った子には、その背景や心理を理解しながらも「絶対に許されないこと」という強い認識と毅然とした態度で望む
- ・いじめをあおったり傍観したりする子を放置しない
- ・保護者にも理解を求め、いじめが解消するまで継続的指導をする
- ・いじめの内容によっては関係機関の協力を仰ぐ

(2) 基本的生活習慣の確立

①基本的な約束（しゅらっ子の約束）の共通理解、共通実践に努め、けじめのある生活の確立を目指す。

②基本的な約束（しゅらっ子の約束）について定期的に自己評価させ、約束の内容について定着させる。

③大きな声での挨拶、時と場合に応じた言葉遣い、廊下・階段の正しい歩き方の日常化を徹底する。

④家庭との協力・連携を図る

(3) 授業における生徒指導の充実

①児童の実態を把握する

- ・常に児童の実態把握に努め、適宜指導方法を検討し、実態にあった指導をする。

②児童一人一人に自己決定の場を与えるよう配慮する

- ・学習の仕方を身につけさせる
- ・共同解決の中で自分の考えを整理したり、表現したりする場を設定する
- ・自力解決と表現の場と時間を学習過程に位置づける

③相手との関わりを大切にする

- ・発表の仕方、言葉遣い等、発達段階に沿った話し合いのルールを確立する
- ・聞き方、話し方の指導を大切にする

④存在感・成就感をもてるように配慮する

- ・結果だけにとらわれず、それまでの過程が大事にされるように配慮する

⑤最大限に可能性を発揮できる場を構成する

- ・意欲的に取り組める問題場面を工夫する
- ・教材研究を深め、子どもが十分に能力を発揮できるかを見通し、具体的に対応する

⑥人間的ふれあいを大切にする

- ・お互いを認め合い、どんなことでも言い合える環境作りに努める

5 指導体制

- (1) 指導方針，重点及び内容について全職員が共通理解をし，共通実践する
- (2) 職員間での情報交換を密にし，問題行動の未然防止，早期発見，早期指導に努める
- (3) 運営組織，指導場面における担当を明確にして指導に当たるとともに，担当間の連絡調整を密にし共通視点での指導に努める
- (4) 緊急を要する問題が発生したとき，または問題行動が見られたときは，学担→ 教頭→校長の順で報告後，生徒指導主任を含む関係職員で対処方法について協議し対応する。

6 教育相談の推進

(1) 基本方針

- ①児童理解を深め，学校生活の適応化を図る
- ②学級担任を中心とした教育相談を進める
- ③学級担任は，担当者（校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭）と家庭との連絡を密にし指導する

(2) 目標

相談する者と相談される者の人間関係を大切にしながら，児童の持つ問題を診断し，助言,指導を与えることにより，その解決を図る

(3) 教育相談の進め方

- ①悩み・問題の発見（日記，班ノート，児童・地域からの情報，日常観察等）
- ②資料の準備（個人指導資料カード，指導要録等）
- ③面接（対等の立場で）
 - ・本人の気持ちを和らげる（興味・関心，特技等）
 - ・聞き手になる（じっと，うなずいて，本人の気持ちになって，しゃべりすぎない）
 - ・尋問口調や説教口調にならない
 - ・じっくり考えさせる
 - ・共に考え，共に悩む態度をとる
 - ・「話してよかった」という気持ちを持てるようにする
 - ・あせらないで時間をかける

④事後処理

- ・面接の後，生徒指導カード等に記録を残す
- ・継続相談の必要がある児童には，次の相談日を約束する
- ・関係職員へ連絡する

(4) 実施の時間

6月13日～30日と11月13日～30日に教育相談週間を設けるが，必要に応じて適宜実施する。

項目	約束	項目	約束
登校時	車に気をつけて道路を正しく歩く（白線の内側）	下校時	寄り道をしないで，事故に気をつけて下校する
	バス乗車中のマナーを守る		バスに乗り遅れないように気をつける
集会活動	めあてを持って一生懸命活動に取り組む		発車するバスに近寄らない
	発表者の話をしっかりと聞く	廊下・階段の歩き方	右側を静かに歩く
授業時間	始めと終わりの挨拶をきちんとする		体育館での遊び方
	正しい姿勢で学習する	ゴミが落ちていたらひろう	
	先生や発表者の話をよく聞く	校舎外での遊び	場所を独占するような遊びはしない
	正しい言葉遣いで発表する。		体育用具室，ステージに入らない
	自分の考えや意見を進んで発表する	職員室	ボール遊びはしない
	私語，手遊びをしない		勝手に用具を使わない
休み時間	学習用具をていねいに扱う	職員室	校地外へでない
	前時の学習の後始末と次時の学習準備をする		駐車場で遊ばない
昼休み	みんなで楽しく遊ぶ	職員室	遊具の独占はしない
	係や委員会活動を計画的に行う		前庭でボールを使わない（ボールはグラウンドで使う）
	使用したものの後かたづけを行う	職員室	用件を言ってから入る
	次の活動に遅れないように行動する		用事のある人だけが入る
給食	楽しい雰囲気，人に迷惑をかけないように食事する	言葉遣い	会議中は入らない
	食事の後始末をしっかりと行う		場に応じた正しい言葉遣いをする
歯磨き	自分の席に座って歯磨きをする	言葉遣い	呼び捨てにしない（君、さんをつける）
	テープに従って丁寧に歯みがきをする		ハンカチ，ちり紙を身につける
清掃	自分の役割を果たし，みんなで協力してきれいにする	その他	友だちと仲よくする
	用具の後始末をきちんとする		持ち物に名前を付ける
	反省をしっかりと行う		ズックのひもを結ぶ
			家に帰る時刻をまもる 春・秋 5：00 夏 5：30 冬 4：00
			特別教室には勝手に入らない

7 しゅうらっ子の約束

- ・教室内や廊下に掲示する（低学年用，高学年用）。
- ・学期に一度，児童に自己評価させ，約束の内容について定着させる。
- ・先生方への評価をとり，指導，定着に生かす。

8 生活目標 ※後日生活委員会で話し合いを持ち，内容の決定をする。